

# 特定商品と量目公差

①

第1種量目公差		
商品の表示量(取引量)	公差	
5g以上 50g以下	-4%	
50gを超え 100g以下	-2g	
100gを超え 500g以下	-2%	
500gを超え 1kg以下	-10%	
1kgを超え 25kg以下	-1%	

②

第2種量目公差		
商品の表示量(取引量)	公差	
5g以上 50g以下	-6%	
50gを超え 100g以下	-3g	
100gを超え 500g以下	-3%	
500gを超え 1kg以下	-15%	
1kgを超え 25kg以下	-1%	

(表示量の単位がmlの場合を含む)

特定商品 (量目公差が定められている商品)		正味量表記義務商品 (左のうち密封した時に量目表記等が必要な商品)	公差	量目公差が適用される取引の上限
加工肉品・ 魚介・ 加工品	食肉(鯨肉を除く)並びにその冷凍品及び加工品	すべて該当	①	5kg
	魚(魚卵を含む)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類除く)並びにその冷凍品及び加工品			
魚介・ 加工品	(1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	冷凍貝柱及び冷凍えび	②	5kg
	(2) 乾燥し、又はくん製にしたもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り)及びそぼろ、みりんぼしその他の調味加工品	(1) 干しかずのこ、たづくり及び素干しえび (2) 煮干しし、又はくん製したもの (3) 冷凍食品(貝、いか及びえびに限る) (4) 調味加工品(たら又はたいのそぼろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る)	②	5kg
	(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	(1) 塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア (2) 缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	①	5kg
海藻	海藻及びその加工品	生鮮のもの、冷蔵したもの、干しのり又はのりの加工品以外のもの	②	5kg
野菜・ 加工品	野菜(未成熟の豆類を含む)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く)			
	(1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの	(すべて非該当)	②	10kg
	(2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	すべて該当	①	5kg又は5l
	(3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り)	左に掲げるもの(らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く)	②	5kg
	(4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	きのご加工品及び乾燥野菜	①	5kg
果実・ 加工品	果実及びその加工品(果実飲料原料を除く)			
	(1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの	(すべて非該当)	②	10kg
	(2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り)	すべて該当	②	5kg
	(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター並びに乾燥果実	①	5kg
総菜・ その他	調理食品			
	(1) 即席しるこ及び即席ぜんざい	すべて該当	①	1kg
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰	②	5kg
	つくだに	すべて該当	①	1kg

特定商品 (量目公差が定められている商品)		正味量表記義務商品 (左のうち密封した時に量目表記等が必要な商品)	公差	量目公差が適用される
加豆 工類・	豆類(未成熟のものを除く)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品			
	(1) 加工していないもの	すべて該当	①	10kg
	(2) 加工品	あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ	①	5kg
菓子類		(1) ビスケット類、米菓及びキャンデー(ナッツ類、クリームチョコレート等をはさみ、入れ、又は点けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る) (2) 油菓子、(1個の質量が3g未満のものに限る) (3) 水ようかん(くり、ナッツ等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る) (4) プリン及びゼリー(缶入りのものに限る) (5) チョコレート(ナッツ類、キャンデーを入れ、若しくはつけたもの又は細工ものを除く) (6) スナック菓子(ポップコーンを除く)	①	5kg
加穀 工類・	精米及び精麦	すべて該当	①	25kg
	米粉、小麦粉その他の粉類	すべて該当	①	10kg
	でん粉	すべて該当	①	5kg
	もち、オートミールその他の穀類加工品	すべて該当	①	5kg
	ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	すべて該当	①	1kg
	めん類	ゆでめん又はむしめん以外のもの	②	5kg
調味料	砂糖	細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	①	5kg
	食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	すべて該当	①	5kg
	ソース、麺類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	すべて該当	①	5kg又は5ℓ
	しょうゆ及び食酢	すべて該当	①	5ℓ
	香辛料	破碎し、又は粉砕したもの	①	1kg
	はちみつ	すべて該当	①	5kg
	茶、コーヒー及びココアの調製品	すべて該当	①	5kg
乳製品	牛乳(脱脂乳除く)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む)			
	(1) 粉乳、バター及びチーズ	すべて該当	①	5kg
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	アイスクリーム類以外のもの	①	5kg又は5ℓ
飲料	飲料(医薬用ものを除く)			
	(1) アルコールを含まないもの	すべて該当	①	5kg又は5ℓ
	(2) アルコールを含むもの	すべて該当	①	5ℓ
	清涼飲料の粉末	すべて該当	①	1kg
食品以外	液化石油ガス	すべて該当	①	10kg又は10ℓ
	灯油※	すべて該当	①	25ℓ
	潤滑油	すべて該当	①	5ℓ
	油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る)	すべて該当	①	5kg又は5ℓ
	家庭用合成洗剤、家庭用洗浄剤及びクレンザー	すべて該当	①	5kg又は5ℓ

※灯油については、密封容器でなくても正味量表記が課せられる